

第5期名取市障害福祉計画
第1期名取市障害児福祉計画

平成30年度から平成32年度

平成30年3月

名取市

目次

第1章 計画の基本理念及び計画の位置づけについて	1
第1節 計画の基本理念	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 障害者総合支援法に基づくサービス内容	2
第5節 児童福祉法に基づくサービス内容	2
第6節 自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービスについて	3
第2章 平成32年度（2020年度）目標値の設定	4
第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行目標	4
第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	5
第3節 地域生活支援拠点等の整備目標	5
第4節 福祉施設から一般就労への移行目標	6
第5節 障がい児支援の提供の整備等	8
第3章 障害福祉サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策	9
第1節 訪問系サービス	9
第2節 日中活動系サービス	10
第3節 居住系サービス	11
第4節 相談支援	12
第4章 児童通所サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策	14
第1節 児童発達支援	14
第2節 放課後等デイサービス	14
第3節 訪問系サービス	15
第4節 相談支援	16
第5章 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策	17
第1節 障害者相談支援事業	17
第2節 地域活動支援センター事業	18
第3節 意思疎通支援事業	18
第4節 日常生活用具給付等事業	19
第5節 移動支援事業	19
第6節 成年後見制度利用支援事業	20
第7節 その他の事業	20
第6章 計画の推進にあたって	23
第1節 計画の推進体制	23
第2節 計画の進行管理	23

第1章 計画の基本理念及び計画の位置づけについて

第1節 計画の基本理念

障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、国の基本方針に掲げる以下の点に配慮して、「名取市障害者計画」の基本理念である「ともに生き、ともに支え合い、生きがいのある地域づくり～障がいのある人が、地域で安心して生活するために～」の実現に向けて、名取市障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

理念1 障がい者の「自己決定」と「自己選択」の尊重

障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現が図られるよう、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

理念2 実施主体の市への統一とサービスの一元化

障害福祉サービスの実施主体を市とし、どの障がい者も身近で一元的な障害福祉サービスを受けることができるようにします。

理念3 課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所から地域生活への移行、また障がい者の就労支援など新たな課題に対応できるよう、地域の社会資源を最大限に活用した障害福祉サービス提供体制の整備を進めます。

理念4 地域共生社会の実現へ向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができるような社会の実現に努めます。

理念5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するためのサービス提供体制の整備を進めます。

第2節 計画の位置づけ

名取市障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、「名取市障害者計画」を踏まえ、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

また、名取市障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）により、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、障がい児支援の提供体制の確保のための方策を定める計画です。

第3節 計画の期間

計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）の3カ年とします。平成32年度に見直しを行い、次期計画を策定します。

第4節 障害者総合支援法に基づくサービス内容

障害者総合支援法に基づき、提供されるサービスは大きく分けて、全国一律の基準で実施する「自立支援給付」と地域特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態により地方自治体が発行する「地域生活支援事業」の2つがあります。自立支援給付は、「介護給付費」「訓練等給付費」「補装具費」「自立支援医療」などに分かれています。

第5節 児童福祉法に基づくサービス内容

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、児童福祉法に基づく障害児通所支援として、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」などに分かれています。

第6節 自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービスについて

名取市がこれまで行なってきた障がい者に対するサービスの中で、自立支援給付又は地域生活支援事業の体系への位置づけを行なわない市独自の事業があります。

これらのサービスについては、現行と同様のサービスの提供を行いません。

第2章 平成32年度（2020年度）目標値の設定

障がい者の地域生活移行や一般就労への移行を進める観点から、第5期計画においては、以下の数値目標を設定します。

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

1. 地域生活移行者数及び施設入所者数の削減

福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム等に移行する障がい者数を3人と見込みます。

また、施設入所者数については、国の指針では平成32年度（2020年度）末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本としておりますが、本市においては、施設入所者の多くの方が高齢者又は重度の障がい者であり、また、在宅生活が困難で施設入所が必要となる方もいることなど、地域の実情及びこれまでの実績を踏まえた上で、1人の削減を見込みます。

事 項	数 値	備 考
平成28年度末時点の施設入所者数 A	49人	
目標年度入所者数 B	48人	平成32年度（2020年度）末時点
【目標値】 地域生活への移行者数 C	3人	施設入所からグループホーム等に移行する者の数
【目標値】 削減見込み D	1人	A-B

【第4期計画（平成27年度から平成29年度）】

事 項	数 値	備 考
平成25年度末時点の施設入所者数 A	57人	
目標年度入所者数 B	57人	平成29年度末時点
【目標値】 地域生活への移行者数 C	3人	施設入所からグループホーム・ケアホームに移行する者の数
【目標値】 削減見込み D	0人	A-B

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

1. 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

国の指針では、平成32年度（2020年度）末までに、市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としております。

当市においても、関係機関と連携し、協議の場の設置に向けて検討していきます。

2. 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量とは、精神科病院における長期入院患者のうち、精神障がい者を支える地域の医療、保健、障害福祉、介護、住まい、社会参加、就労支援等の体制が整備されることにより、退院することが可能になると見込まれる人数です。国の指針では、基盤整備量を都道府県が定めることとされております。当市における基盤整備量は次のとおりです。

事 項	数 値	備 考
65歳以上の基盤整備量（利用者数）	8人	平成32年度（2020年度）末 時点
65歳未満の基盤整備量（利用者数）	7人	

第3節 地域生活支援拠点等の整備目標

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備するため、地域の社会資源を活用した「面的整備」により整備を進めます。居住支援のための機能には「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受入・対応」「専門性」「地域の体制づくり」の5つの機能が求められ、地域の実情に応じて備えることとされています。

当市においては「緊急時の受入・対応」「地域の体制づくり」を地域の課題と捉え、重点的に整備を進めます。

「緊急時の受入・対応」については短期入所の利便性・対応力向上のための事業所の確保、緊急時利用のためのシステムづくりを構築することにより整備し、「地域の体制づくり」は、市内の委託相談支援事業所による基幹相談支援センターを整備することにより、地域の相談支援体制の強化などを行います。

第4節 福祉施設から一般就労への移行目標

1. 福祉施設から一般就労への移行目標

国の指針では、平成32年度（2020年度）において福祉施設から一般就労へ移行する者について、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本としております。当市においても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、4人増とし、1.5倍以上の実績を見込みます。

事 項	数 値	備 考
現在の年間一般就労移行者数	4人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度における年間一般就労移行者数	8人	平成32年度（2020年度）において福祉施設を退所し、一般就労する者の目標数

【第4期計画（平成27年度から平成29年度）】

事 項	数 値	備 考
現在の年間一般就労移行者数	6人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度における年間一般就労移行者数	8人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の目標数

2. 就労移行支援事業の利用者数の目標

国の指針では、平成32年度（2020年度）末における就労移行支援事業利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上の増加を基本としております。当市においても、これまでの実績を踏まえ、2割以上の増加を見込みます。

事 項	数 値	備 考
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	24人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 目標年度における就労移行支援事業の利用者数	34人	平成32年度（2020年）末において就労移行支援事業を利用する者の数

【第4期計画（平成27年度から平成29年度）】

事 項	数 値	備 考
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	23人	平成25年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 目標年度における就労移行支援事業の利用者数	41人	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

3. 就労移行率が3割以上の事業所の割合目標

国の指針では、平成32年度（2020年度）末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本としております。当市においては、これまで2事業所で実施してきた割合の実績に、新たに1事業所の実施を見込むことから、就労移行率が3割以上の事業所数を1事業所見込みます。

事 項	数 値	備 考
平成32年度（2020年度）末の就労移行支援事業所数	3カ所	平成32年度（2020年度）末において就労移行支援事業を実施する事業所数
平成32年度（2020年度）末の就労移行支援事業所数のうち、就労移行率が3割以上の事業所数	1カ所	平成32年度（2020年度）末において就労移行支援事業を実施する事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数
【目標値】 目標年度における就労移行率3割以上の事業所の割合	33%	平成32年度（2020年度）末における就労移行率3割以上の事業所の割合

4. 職場定着率

国の指針では、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から、1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本としております。当市においては、就労定着支援事業の利用者のうち、平成31年度（2019年度）中に新規で事業を利用する者を2人と見込み、8割以上の職場定着率を見込みます。

事 項	数 値	備 考
平成31年度（2019年度）末の就労定着支援事業の利用者数	2人	平成32年度（2020年度）末までに就労定着支援事業を利用して12ヶ月以上一般就労していると見込まれる者の数
【目標値】 目標年度における職場定着率	100%	就労定着支援事業を利用開始した時点から1年後の職場定着率

第5節 障がい児支援の提供の整備等

1. 児童発達支援センターの設置

障がい児支援の提供体制を整備するため、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを整備することが国の指針として掲げられています。当市では、地域の実情や県、近隣市町村の動向を見ながら、市単独または圏域内での整備を検討します。

2. 保育所等訪問支援の利用

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが国の指針として掲げられています。当市においては、保育所等訪問支援のサービス事業所がないことから、広域的な対応を含め、新規参入を促す等の働きかけを行うなど、提供体制の整備に努めます。

3. 重症心身障がい児の支援

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1ヵ所以上確保することが国の指針として掲げられています。重症心身障がい児だけでなく、児童発達支援を行うサービス事業所は県内においても少ないという現状もあります。当市においては、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がないことから、サービス提供事業者に対し、当市の現状などの適切な情報提供を行い、新規参入事業所を1ヵ所確保していきます。

4. 医療的ケア児支援

医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することが国の指針として掲げられています。当市においても、関係機関と連携し、障がい児に対する切れ目のない支援を提供する体制を構築するための協議の場の設置に努めます。

第3章 障害福祉サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策

第1節 訪問系サービス

1. 居宅介護（ホームヘルプサービス）

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

2. 重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

3. 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

4. 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

5. 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

【サービス見込み量】（1月あたり）

区 分	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	3,815 時間分	4,090 時間分	4,365 時間分
行動援護 重度障害者等包括支援	118 人分	125 人分	132 人分

○見込み量の考え方

平成29年度までの実績を踏まえ算出した平成30年度（2018年度）のサービス見込み量を基礎として、今後利用者数の増加、サービス利用拡大が見込まれることから、毎年275時間の伸びを見込みました。

○見込み量確保のための方策

サービス提供事業者に対し、適切な情報提供や各種研修会の参加促進を図りながら、必要な実施体制の充実を図ります。

第2節 日中活動系サービス

1. 生活介護

常に介護を必要とする人に、施設で昼間に、入浴、排せつ、食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

2. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間内で身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

3. 就労移行支援

一般企業等に就労を希望する人に、定められた期間内で就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を行います。

4. 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な人に働く場所を提供するとともに、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を行います。

5. 就労定着支援

在職障がい者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族などの連絡調整等の支援を行います。

6. 療養介護

医療を要し、常に介護が必要な人に、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。

7. 短期入所（福祉型・医療型）

介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【サービス見込み量】（1月あたり）

区 分	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
生活介護	2,318 人日分	2,648 人日分	2,978 人日分
	120 人	135 人	150 人
自立訓練（機能訓練）	0 人日分	20 人日分	40 人日分
	0 人	1 人	2 人
自立訓練（生活訓練）	260 人日分	300 人日分	340 人日分
	18 人	20 人	22 人
就労移行支援	435 人日分	480 人日分	525 人日分
	28 人	31 人	34 人
就労継続支援（A型）	670 人日分	750 人日分	830 人日分
	38 人	42 人	46 人

区 分	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
就労継続支援（B型）	2,555 人日分	2,680 人日分	2,805 人日分
	180 人	186 人	192 人
就労定着支援	1 人	2 人	3 人
療養介護	9 人	10 人	11 人
短期入所（福祉型）	200 人日分	230 人日分	260 人日分
	37 人	42 人	47 人
短期入所（医療型）	3 人日分	6 人日分	9 人日分
	1 人	2 人	3 人

○見込み量の考え方

平成29年度までの実績を踏まえ算出した平成30年度（2018年度）のサービス見込み量を基礎として、見込み量を定めました。就労定着支援については、平成30年度（2018年度）からの新サービスであり、各年1人増を見込みました。

○見込み量確保のための方策

- ・障がい者の就労機会拡大のため、関係機関と連携し、雇用に対する理解と協力の啓発を図ります。
- ・障がい者が地域で生活できるよう、日中活動の場の確保に努めます。
- ・短期入所のサービス事業所が少ないことから、受け入れ体制の充実に向けて、市内へのサービス事業書の拡充及び広域的な対応により、事業所の確保に努めます。

第3節 居住系サービス

1. 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応を行い、適時のタイミングで適切な支援を行います。

2. 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護、相談、日常生活上の援助を行います。

3. 施設入所支援

施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込み量】（1月あたり）

区 分	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
自立生活援助	1人	2人	3人
共同生活援助	57人	72人	87人
施設入所支援	49人	49人	48人

○見込み量の考え方

自立生活援助については、平成30年度（2018年度）からの新サービスであり、各年1人増を見込みました。共同生活援助（グループホーム）については、平成27年度から平成29年度までの利用者数を基礎とし、事業所数の伸びなどを勘案し、見込み量を定めました。

施設入所支援の平成32年度（2020年度）利用見込み数については、4ページのBの目標年度入所者数になります。

○見込み量確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）については、「親亡き後」も地域で生活できるよう、地域の理解を深めながら事業者等と連携・協力を図り、整備の促進に努めます。

第4節 相談支援

1. 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する人に対し、サービス等利用計画の作成を行います。

2. 地域移行支援

施設や病院から退所・退院する障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

3. 地域定着支援

施設や病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人などに対し、常時連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談等の支援を行います。

【サービス見込み量】（1月あたり）

区 分	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
計画相談支援	122人分	131人分	140人分
地域移行支援	1人分	2人分	3人分
地域定着支援	1人分	2人分	3人分

○見込み量の考え方

障害福祉サービス等の支給決定を行う前にサービス等利用計画案の提出が必須であるため、毎年1月あたり9人の増加を見込みます。

○見込み量確保のための方策

- ・計画相談支援について、指定特定相談支援事業所の拡充及び相談支援専門員の増加に努めるとともに、名取市障がい者等地域づくり協議会専門部会において、情報共有、事例検討を行い、相談支援専門員の資質向上に努めます。
- ・県が指定する指定一般相談支援事業者と連携し、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者や単身の障がい者が地域生活を継続できる体制の整備に努めます。

第4章 児童通所サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策

第1節 児童発達支援

障がいのある未就学児が施設へ通所して、日常生活における基本的動作の訓練などを行います。

【サービス見込み量】（1月あたり）

区 分	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
児童発達支援	144日分	153日分	162日分
	17人	18人	19人

○見込み量の考え方

平成29年度までの実績を踏まえ算出した平成30年度（2018年度）の利用者数、利用日数を基礎として毎年1人増、9日増を見込みました。

○見込み量確保のための方策

障がい児が必要なサービスを受けることができるよう、サービス提供事業者と連携し見込み量の確保に努めます。

第2節 放課後等デイサービス

障がいのある就学児が、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練や創作活動などを行います。

【サービス見込み量】（1月あたり）

区 分	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
放課後等デイサービス	1,360日分	1,425日分	1,490日分
	105人	110人	115人

○見込み量の考え方

平成29年度までの実績を踏まえ算出した平成30年度（2018年度）の利用者数、利用日数を基礎として毎年5人増、65日増を見込みました。

○見込み量確保のための方策

サービス提供事業者に対し、適切な情報提供や各種研修会の参加促進などを図りながら、必要な実施体制と見込み量の確保に努めます。

第3節 訪問系サービス

障がい児が集団生活を営む施設や居宅を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。

【サービス見込み量】（1月あたり）

区 分	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	20日分	40日分	60日分
	1人	2人	3人
居宅訪問型児童発達支援	20日分	40日分	60日分
	1人	2人	3人

○見込み量の考え方

保育所等訪問支援については、平成29年度までの実績を踏まえ算出した平成30年度（2018年度）の利用者数、利用日数を基礎として毎年1人増、20日増を見込みました。

居宅訪問型児童発達支援については、平成30年度（2018年度）からの新サービスであり、各年1人増を見込みました。

○見込み量確保のための方策

サービス提供事業者が少ないことから、広域的な対応を含め、新規参入を促す等の働きかけを行うなど、必要な実施体制と見込み量の確保に努めます。

第4節 相談支援

1. 障害児相談支援

障害福祉サービス等を利用する人に対し、サービス等利用計画等の作成を行います。

【サービス見込み量】（1月あたり）

区 分	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
障害児相談支援	15人分	18人分	21人分

○見込み量の考え方

平成29年度までの実績を踏まえ算出した平成30年度（2018年度）の利用者数、利用日数を基礎として毎年1月あたり3人増を見込みました。

○見込み量確保のための方策

障害児相談支援について、障害児相談支援事業所の拡充及び相談支援専門員の増加に努めるとともに、名取市障がい者等地域づくり協議会専門部会において、情報共有、事例検討を行い、相談支援専門員の資質向上に努めます。
サービス提供事業者に対し、適切な情報提供や各種研修会の参加促進などを図りながら、必要な実施体制と見込み量の確保に努めます。

第5章 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策

障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、障がい者やその保護者等の福祉の増進を図ります。

第1節 障害者相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

また、相談支援事業をはじめとする、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として「名取市障がい者等地域づくり協議会」を活用し、相談支援事業者の運営評価や困難事例への対応のあり方等を協議、調整します。

【見込み量】

区 分		(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
障害者 相談支援 事業	障害者相談支援事業	3カ所	3カ所	3カ所
	名取市障がい者等 地域づくり協議会	実施	実施	実施

○見込み量の考え方

平成29年度において、障害者相談支援事業所は3カ所ですが、引き続き3カ所で事業を実施します。

○見込み量確保のための方策

- ・現在、3カ所の社会福祉法人に事業を委託し相談支援を行っていますが、多様なニーズや増加する相談に対応するため、相談支援専門員増加や資質向上に努めます。
- ・相談支援事業の充実・強化に向けて、相談支援にかかわる関係機関のネットワーク化を図るとともに、情報の共有化に努めます。
- ・障害者相談支援事業所3カ所による基幹相談支援センターを整備し、総合的な相談支援体制の確保に努めます。

第2節 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて、利用者に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。

【見込み量】

区 分	(2018年度) 平成30年度		(2019年度) 平成31年度		(2020年度) 平成32年度	
	地域活動支援センター Ⅱ型	箇所数	2箇所	箇所数	2箇所	箇所数
	利用者	75人	利用者	80人	利用者	85人

○見込み量の考え方

平成29年度までの実績を踏まえ算出した平成30年度（2018年度）の利用者数を基礎として、今後利用者の増加が見込まれることから毎年5人増を見込みました。

○見込み量確保のための方策

現在、1事業所においてこの事業を実施していますが、増加傾向にある利用者に対応するため事業所拡充に努めます。

第3節 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、他者との意思疎通の円滑化を図ります。

【見込み量】

区 分	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
要約筆記者派遣事業	延2人	延3人	延4人
手話通訳者派遣事業	延105人	延120人	延134人
手話通訳者設置事業	有	有	有

○見込み量の考え方

平成29年度までの実績を踏まえ算出した平成30年度（2018年度）の利用者数を基礎として、見込み量を定めました。

○見込み量確保のための方策

- ・県聴覚障害者福祉会等との連携により、要約筆記者や手話通訳者の派遣について、今後もこの体制を維持していくよう努めます。
- ・手話通訳者設置事業については、手話通訳者の資格を有した社会福祉相談員を設置しています。

第4節 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、日常生活用具を給付または貸与し、日常生活の便宜を図ります。

【見込み量】

区 分	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
利用見込み件数	545件	580件	615件

【主な種目】

特殊寝台、入浴補助用具、盲人用体温計、点字器、ストーマ装具、紙おむつ等

○見込み量の考え方

平成29年度までの実績を踏まえ算出した平成30年度（2018年度）の件数を基礎として、毎年35件増を見込みました。

○見込み量確保のための方策

障害者相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などの関係機関と連携し、事業の周知と利用促進に努めます。

第5節 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

【見込み量】

区 分	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
延利用見込み時間数	3,495時間	3,645時間	3,795時間
実利用見込み者数	62人	71人	80人

○見込み量の考え方

平成29年度までの実績を踏まえ算出した平成30年度（2018年度）の利用者数、延利用時間を基礎として、毎年9人増、延150時間増を見込みました。

○見込み量確保のための方策

サービス提供事業者に対し、適切な情報提供や各種研修会の参加促進を図りながら、必要な実施体制と見込み量の確保に努めます。

第6節 成年後見制度利用支援事業

知的・精神障がい者のうち、判断能力が不十分な人に対しサービス利用契約の締結等が適切に行われるよう成年後見制度の利用を支援し、後見人等の報酬の経費の一部について補助を行います。

【見込み量】

区 分	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
利用見込み者数	7人	8人	9人

○見込み量の考え方

平成29年度において利用者4人ですが、2人の利用見込者がおり、平成30年度（2018年度）から毎年1人増を見込みました。

○見込み量確保のための方策

障害者相談支援事業者や障害福祉サービス事業者などの関係機関と連携し、成年後見制度の普及・啓発に努めます。

第7節 その他の事業

1. 日中一時支援事業

障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の一時的な休息を図ります。

【見込み量】

区 分	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
利用見込み者数	10人	13人	16人

○見込み量の考え方

平成29年度までの実績を踏まえ算出した平成30年度（2018年度）の利用者数を基礎として、毎年3人増を見込みました。

○見込み量確保のための方策

日中一時支援事業のサービス事業所が少ないことから、広域的な対応により見込み量の確保に努めます。

2. 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持等を図ります。

【見込み量】

区 分	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
利用見込み者数	20人	21人	22人

○見込み量の考え方

平成29年度までの実績を踏まえ算出した平成30年度（2018年度）の利用者数を基礎として、毎年1人増を見込みました。

○見込み量確保のための方策

障害者相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などを通じて、情報提供を行い、事業の周知を図ります。

3. 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

障がい者の運転免許取得費または自動車改造費の一部を助成します。

【見込み量】

区 分	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
自動車運転免許取得費助成事業	2人	3人	4人
自動車改造費助成事業	3人	4人	5人

○見込み量の考え方

平成29年度までの実績を踏まえ算出した平成30年度（2018年度）の利用者数を基礎として、毎年1人増を見込みました。

○見込み量確保のための方策

地域で生活する障がい者の就労や自立生活へ向けて、市の広報やホームページなどを通じて情報提供を行い、事業の周知を図ります。

4. スポーツ・レクリエーション教室開催等事業補助金交付事業

障がい者の参加の促進を図るため、教室や大会を開催した場合に事業に要する経費の一部を助成します。

【見込み量】

区 分	(2018年度) 平成30年度	(2019年度) 平成31年度	(2020年度) 平成32年度
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業補助金交付事業	1回	1回	1回

○見込み量の考え方

第5期計画期間中においても、毎年当該事業を見込みました。

○見込み量確保のための方策

関係機関に事業の周知を図ります。

第6章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障がい者と家族、関係団体サービス提供事業者及び関係機関との連携のもと、総合的・一体的に取り組んでいきます。

また、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす障がい者等地域づくり協議会の意見・提案を踏まえながら、計画的に事業を推進していきます。

第2節 計画の進行管理

名取市は、サービス提供事業者等の協力を得ながら、障害福祉サービスや地域生活支援事業の実施状況を調査し、サービス利用量などについて点検をしていきます。

また、障がい者等地域づくり協議会からの意見を踏まえながら、サービス提供に関わる課題や取り組み方針等について検討していきます。

名取市障害福祉計画・障害児福祉計画

発 行：平成30年3月
編 集：名取市健康福祉部社会福祉課
〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80
TEL (022) 384-2111
FAX (022) 384-2101